

広島市民球場及び広島市西蟹屋プロムナードに係る指定管理者候補の選定について

広島市民球場及び広島市西蟹屋プロムナードについて、次のとおり指定管理者候補を選定した。

1 施設の概要

(1) 所在地

- ア 広島市民球場 広島市南区南蟹屋二丁目 3番 1号
イ 広島市西蟹屋プロムナード 広島市南区西蟹屋三丁目及び南蟹屋二丁目

(2) 設置目的

- ア 広島市民球場

野球の開催等の場を提供することにより、野球の普及及び振興を図ることを目的とする。

- イ 西蟹屋プロムナード

市民に多様なふれあいの場を提供し、にぎわいのある空間の形成を図るとともに、歩行者の安全かつ円滑な通行を確保することを目的とする。

2 選定（非公募）の概要

(1) 指定管理者候補名

株式会社広島東洋カープ（広島市南区南蟹屋二丁目 3番 1号）

(2) 非公募理由

- ア 広島市民球場

株式会社広島東洋カープ（以下「カープ球団」という。）は、「新広島市民球場をカープ球団がプロ野球の本拠地球場として使用すること等に関する協定」（フランチャイズ協定）に基づき、将来にわたり広島市民球場（以下「球場」という。）においてプロ野球の興行を行うこととしている。よって、次の理由から球場について、カープ球団を非公募により指定管理者とする。

（ア）カープ球団は、プロ野球の興行者として、多様な観客ニーズに対応した各種のサービス（飲食、物販等）と良好な施設環境（観客席、トイレ等）を提供してきている。こうした観客サービスの提供と施設管理を一体的に行うことにより、より良質な観戦環境等を提供することが可能となる。

（イ）球場は、内野にも天然芝を張り、年間を通じて美しい芝のグラウンドで、プロ野球が開催され、加えてアマチュア野球を含めた利用が可能となるように、より高度できめ細かい芝の管理能力が求められている。カープ球団であれば、芝の状態を含めたグラウンド・コンディションを適切に把握し利用の可否を判断し、プロ野球の本拠地球場にふさわしい管理を行うことが可能となる。

- イ 西蟹屋プロムナード

西蟹屋プロムナード（以下「プロムナード」という。）については、次の理由から、カープ球団を非公募により指定管理者とする。

プロムナードの管理は、プロ野球開催日の入退場時において、プロ野球興行者であるカープ球団自らが歩行者の誘導や警備等の安全対策を実施することで、歩行者の安全かつ円滑な通行の確保が可能となる。

3 審査の概要

(1) 審査の方式

都市整備局指定管理者指定審議会において、指定管理者候補の選定を行った。

審査は、書類により、各委員が評定を行い、指定管理者候補として選定した。

(2) 評価基準

評価項目

評価項目
<p>【1 市民の平等利用を確保することができること。】</p> <p>〔評価のポイント〕</p> <p>① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。</p> <p>② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。</p> <p>③ 墓間の短い球技の利用について、一定の配慮を行うことができるか。</p>
<p>【2 施設効用が最大限に発揮されること。】</p> <p>〔評価のポイント〕</p> <p>① 自主事業の内容は施設の設置目的に沿ったものになっているか。</p> <p>② プロ野球の本拠地球場にふさわしい維持管理を行うことができるか。</p> <p>③ 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。</p> <p>④ 利用料金の設定等は、利用者サービスを考慮したものになっているか。</p> <p>⑤ 歩行者の安全かつ円滑な通行が確保できるか。</p>

【3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】

【評価のポイント】

- ① 団体の経営は安定しているか。
- ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。
- ③ 個人情報等の管理体制は適正か。
- ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。

【4 管理経費の縮減】

1又は2のいずれかの項目で「否」となった場合は、総合評価も「否」とする。

1 広島市民球場

提案額が下限額以上となっていること。

2 西蟹屋プロムナード

提案額が上限額以下となっていること。

(注) 上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

4 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、**株式会社広島東洋カープ**を指定管理者候補として選定した。

申 請 者	株式会社広島東洋カープ	
評 価 項 目 1	適	
評 価 項 目 2	適	
評 価 項 目 3	適	
評 価 項 目 4	適	
広島市民球場	広島市西蟹屋プロムナード	
<input checked="" type="radio"/> 納付下限額 21億1,000万円	<input checked="" type="radio"/> 指定管理料上限額 1億1,942万円	
<input checked="" type="radio"/> 納付提案額 21億1,000万円	<input checked="" type="radio"/> 指定管理料提案額 1億1,942万円	

※ 市への納付下限額、納付提案額、指定管理料上限額及び指定管理料提案額に係る消費税及び地方消費税の税率は8%で算出している。

5 指定期間

平成31年4月1日～平成41年3月31日

参 考

指定管理者は公の施設の管理運営主体として社会的責任への積極的な取組が求められることから、選定に当たり、公募施設の評価における加点減点項目を用いて、本市が推進すべき施策に関する取組状況について確認を行った。

＜指定管理者候補となった株式会社広島東洋カープの取組状況＞

確 認 項 目	取組状況		備 考
障害者雇用率の達成	① 障害者雇用率の達成状況【法定雇用率（2.2%）】	達成 (1.68%*)	障害者の雇用義務有り
	② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも過去に滞納していた場合	非該当	
環境問題への配慮	ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション21の取得	無	
男女共同参画・子育て支援の推進	① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済	策定義務有り
	② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	無	
	③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定	未策定	策定努力義務有り
	④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	無	
地域貢献度	① 広島市内に、	本店がある場合	該当
		本店がなく支店がある場合	一
		その他事業所等がある場合	一
	② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、	8割以上の場合	一
		5割以上で8割未満の場合	該当
		2割以上で5割未満の場合	一

※ 法定雇用障害者数は達成している。